税法」という。）附則第六十四条に規定するものにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とする。以下この条において同じ。）のうち地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　略］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法）

第二十八条の三　特別法人事業譲与税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ＜０のとき　（Ｂ×15.84353393＋Ｂ×1.48907162）×0.75

Ａ≧０のとき　（Ｂ×15.84353393－Ｂ×15.84353393×0.75）×0.75（ただし、Ｂ×15.84353393×0.75－（Ｂ×15.84353393×0.75＋Ｃ－Ｄ）≧０のときは、Ｂ×15.84353393×0.75はＢ×15.84353393×0.75＋Ｃ－Ｄとする。）

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した額

算式

a×15.84353393×0.75＋b－c

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

b　法第10条第3項本文の規定により総務大臣が決定する当該年度の普通交付税の額（以下この条において「当該年度普通交付税額」という。）の算定に用いる基準財政収入額の算定基礎のうち特別法人事業譲与税の収入見込額の100分の75に相当する額以外の合算額

c　当該年度普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額

［略］

Ｄ　符号Ａの算式の符号ｃに同じ

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によつて前年度の六

ものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　同上］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法）

第二十八条の三　特別法人事業譲与税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ＜０のとき　（Ｂ×5.96851428＋Ｂ×0.54284963）×0.75＋（Ｃ×4.00637685＋Ｃ×0.36647376）×0.75

Ａ≧０のとき　｛（Ｂ×5.96851428＋Ｃ×4.00637685）－｛（Ｂ×5.96851428）×0.75＋（Ｃ×4.00637685）×0.75｝｝×0.75（ただし、｛（Ｂ×5.96851428）×0.75＋（Ｃ×4.00637685）×0.75｝－｛（Ｂ×5.96851428）×0.75＋（Ｃ×4.00637685）×0.75＋Ｄ－Ｅ）｝≧０のときは、｛（Ｂ×5.96851428）×0.75＋（Ｃ×4.00637685）×0.75｝は｛（Ｂ×5.96851428）×0.75＋（Ｃ×4.00637685）×0.75＋Ｄ－Ｅ｝とする。）

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した額

算式

（a×5.96851428）×0.75＋（b×4.00637685）×0.75＋c－d

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

b　国勢調査令によつて調査した令和2年10月1日現在における人口

c　法第10条第3項本文の規定により総務大臣が決定する当該年度の普通交付税の額（以下この条において「当該年度普通交付税額」という。）の算定に用いる基準財政収入額算定基礎のうち特別法人事業譲与税の収入見込額の100分の75に相当する額以外の合算額

d　当該年度普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額

［同左］

Ｄ　符号Ａの算式の符号ｃに同じ

Ｅ　符号Ａの算式の符号ｄに同じ

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によつて前年度の六